

尼崎市監査公表第4号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年3月19日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	章	治
同	田	村	征	雄

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	総務局
2 監査結果報告日	平成23年6月22日
3 措置通知日	平成25年3月7日
4 監査結果の内容	<p><u>選挙業務に従事した公営企業職員に対する手当支給について</u></p> <p>公営企業職員に選挙事務に従事させた場合、投票業務及び開票業務については特殊勤務手当が、それ以外の業務については超過勤務手当が市長から支給されているが、これら手当の支給と支給方法について根拠となる規定が整備されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(給与担当)</p> <p><指導の要点></p> <p>公営企業職員の選挙業務に係る手当の支給と支給方法については、そのあり方を含めて検討し、適正な事務処理に努めること。</p>
5 措置の内容	<p>公営企業職員に選挙事務の従事をさせる場合は、当該公営企業職員に対して市長事務部局の職員(人事課付)とする兼職発令を行う。</p> <p>この発令により、市長事務部局の職員として、『尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例』及び『尼崎市職員の給与に関する条例』の規定により、選挙業務特殊手当及び超過勤務手当を支給することとする。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成24年3月23日
3 措置通知日	平成25年1月31日
4 監査結果の内容	<p><u>通路橋及び公園の使用料の計算方法について</u></p> <p>通路橋及び公園の使用料の計算における占有面積 1 平方メートル未満の端数の取扱いについて、条例で定められた基準と異なる計算方法で算定されているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(河港課、公園課)</p> <p><指導の要点></p> <p>通路橋及び公園の使用料については、条例で定められた基準を用いて適正に処理すること。</p>
5 措置の内容	<p>通路橋及び公園の占有面積の計算過程において、これまでは小数第1位が0の場合は切り上げ処理をせず、占有面積を算出しておりました。しかしながら、小数第1位が0の場合でも、第2位がある場合は切り上げ処理をすべきであり、こうした使用料の適正な処理方法について課内周知を図り、申請者に説明する中で適正に処理してまいります。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	平成24年3月23日
3 措置通知日	平成25年1月31日
4 監査結果の内容	<p><u>業務委託及び工事の事務処理について</u></p> <p>設計書が積算基準等の内容に沿って正確に積算されていないもの、仕様書等で定められた提出物等が未提出のもの及び内容に誤りがあるものが多数あった。</p> <p>(道路課、道路整備担当、道路維持担当、交通安全課、河港課、公園課、用地課、再開発調整担当、戸ノ内開発事務所)</p> <p><指導の要点></p> <p>業務委託及び工事の設計においては、積算金額の算出を正確に行い、履行確認は的確に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>ご指摘の内容や過去の指摘内容とその対策をまとめ、各課に通知すると共に、平成24年10月を事務処理ミス防止月間に設定し、あらためて各課へ通知を行う等、職員の注意喚起を促し再発防止に努めております。</p>

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	経済環境局
2 監査結果報告日	平成24年3月23日
3 措置通知日	平成25年2月25日
4 監査結果の内容	<p><u>業務委託及び工事の事務処理について</u></p> <p>設計書が積算基準等の内容に沿って正確に積算されていないもの、仕様書等で定められた提出物等が未提出のもの及び内容に誤りがあるものが多数あった。</p> <p style="text-align: right;">(農政課)</p> <p><指導の要点></p> <p>業務委託及び工事の設計においては、積算金額の算出を正確に行い、履行確認は的確に行うこと。</p>
5 措置の内容	<p>誤った事務処理については、速やかに是正処理を行った。</p> <p>業務を実施するうえで、契約書の作成や各種法令の解釈については、関係機関と十分に協議、確認したうえで執行するとともに、業務執行に関するチェック体制について十分機能するよう、再度確認する。</p>